

同窓会 会則

長野医療衛生専門学校同窓会

第1章 総則

第1条 本会は長野医療衛生専門学校同窓会と称し、事務局を長野医療衛生専門学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、また母校の発展のために寄与するものとする。

第3章 会員

第3条 本会会員は、本校卒業生とする。

第4章 事業

第4条 本会は次の事業を行う。

- 1) 総会の開催
- 2) 母校の後援
- 3) 会員名簿の管理
- 4) その他本会の目的達成に必要な事項

第5章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 2名
- 会計監査 2名
- 会計 2名
- 幹事 各学科数名
- 事務局 3名（学校職員）

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計監査は会計を監査する。
- 4) 会計は本会の会計を司る。
- 5) 幹事は同期生の会務連絡に関する事務を行うとともに、本会の企画・運営並びに事業計画の立案にあたる。

第7条 役員は次の方法によって選出し、その任期は2年とし、再任を妨げない。

- 1) 会長・副会長及び会計、会計監査は、役員会において選出する。
- 2) 会計は幹事の中から会長が指名する。
- 3) 幹事は各期卒業生から会長が委嘱する。

第6章 総会

第8条 総会は2年毎に開き、役員信任、会則の変更、会計の承認、その他重要事項を審議する。

第9条 会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。

第10条 総会は会長が招集する。

第11条 総会に議長を置き、会長をもって充てる。

第12条 総会の議事は出席者の過半数によって議決される。

第7章 役員会

第13条 役員会は、会長・副会長・事務局をもって構成し会長が必要に応じて招集する。

第14条 役員会の任務は次のとおりとする。

- 1) 本会の企画・運営並びに庶務
- 2) 総会の運営
- 3) 事業・予算計画の立案とその執行
- 4) 同期生に関する会務連絡
- 5) その他必要事項の処理

第8章 会計

第15条 本会の経費は、入会金20,000円をもってこれに充てる。

第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 本会に次の帳簿を備える。

- 1、会則
- 2、会員名簿
- 3、役員名簿
- 4、会計簿
- 5、記録簿
- 6、その他必要と認める帳簿

第9章 会則改正

第18条 本会則を改正する場合は、総会の議決による。

第10章 補則

第19条 会長は会務を処理するため、役員会にはかり、必要な事項に関して細則を定めることができる。

第20条 本会は、平成18年11月3日より施行する。

附則 この会則は平成20年9月18日より施行する。

この会則は平成26年7月19日より施行する。